



島根県報

平成27年8月25日（火）

第2,728号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
動物用医薬品登録販売者試験規程の廃止	(畜産課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	2

【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請	(農業経営課)	2
-----------------	---------	---

告 示**島根県告示第598号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成27年 8 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
伊藤 修司	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成27年 7 月 31 日

島根県告示第599号

動物用医薬品登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第754号）は廃止し、平成27年 8 月 25 日から施行する。

平成27年 8 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第600号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯石郡飯南町頓原3428-13から3428-16まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 8 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
長岡 光孝	出雲市岡田町118	出雲市岡田町字岡田沖128-1外3筆
農事組合法人 おおつか営農組合	安来市大塚町353-1	安来市大塚町字古市1391-13外36筆

2 申請年月日

平成27年 8 月12日